

「インバウンド対応型海業（ブルーツーリズム）モデル事業普及促進業務委託」仕様書

1 目的

漁村地域では、漁業就業者の減少や地域経済の縮小が課題となっていることから、国では、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、国内外からの多様なニーズに応えることで地域のにぎわい及び所得・雇用を創出する「海業」の推進を図っている。

本県でも、令和7年度に国補事業の海業取組促進事業を活用し、佐渡市にて海業取組にかかる調査事業及びビジネスモデルの実証試験により、取組を開始したところである。

本業務では、村上市及び粟島浦村において展開されている県施策「舩いプロジェクト^{※1}」を「海業」の基盤的取組として位置付け、その広域化及び有機的連携を図る。併せて、別途県などが実施する「農業大国新潟」アグリツーリズム推進事業の関係業務と連携し、インバウンド対応型ブルーツーリズムのビジネスモデルを構築することにより、漁港間の回遊性向上を通じて交流人口の拡大及び地域所得の向上を図ることを目的とする。

※1 県ホームページ下記 URL 参照

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suisan/moyai-project.html>

2 業務実施地区

本業務の対象地区は、村上市及び粟島浦村内の漁港・港湾を含む村上地域とし、主に以下を対象とする。

粟島漁港、寝屋漁港、桑川漁港、岩船港

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日までとする。

4 業務内容 [図1参照]

(1) 事前調査

地域協議会で議論するため、以下ア～オにより実施地区の現状や県の海業の取組状況等を把握すること。

ア 現地調査及び関係者ヒアリング

イ 既存舩いプロジェクトの取組内容の確認

ウ 地域資源及び観光動線の情報収集

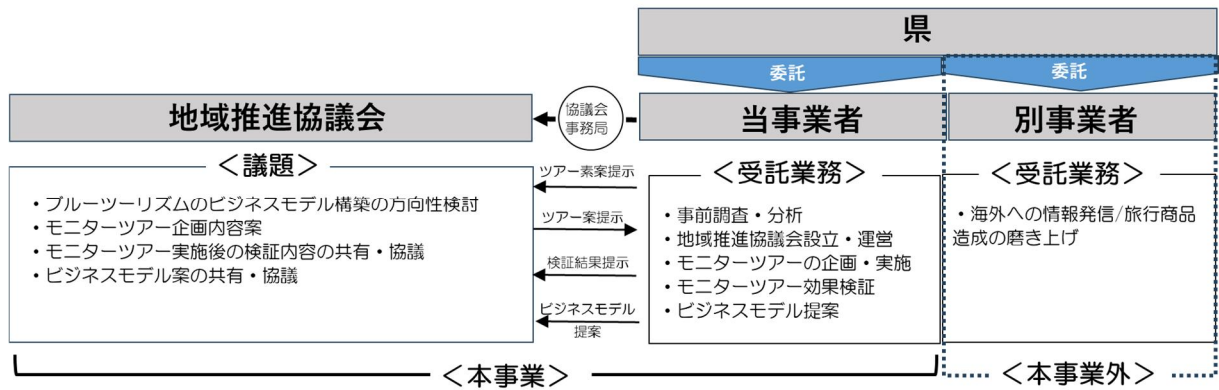
エ 観光事業としての潜在需要の情報収集（国内在住外国人ニーズ含む）

オ 令和7年度に県が実施した「海業ビジネスモデル実証業務」^{※2}の確認

※2 県ホームページ下記 URL 参照

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suisan/umigyotoursado.html>

<図1 事業関係イメージ>



(2) 地域推進協議会の設立・運営

事業を推進する体制として地域推進協議会（以下、協議会）を設立し、事務局として運営すること。

ア 協議会の構成

- ① 地区内の漁業関係者、観光関係者、宿泊事業者、交通事業者等により構成すること
- ② 舩いプロジェクトの広域連携に資するものであること
- ③ 構成員候補について選定理由を添えて事前に県の承認を得た上で、協議会の目的に係る説明を含め、構成員としての参加要請を行うこと

イ 協議会の運営

- ① 運営に係る要綱等の整備を行うこと。
 - ② 議題は以下を含めること。
 - ・ブルーツーリズムのビジネスモデル構築の方向性検討
 - ・モニターツアー企画内容案の協議
 - ・実施後の検証内容の共有・協議
 - ・ビジネスモデル案の共有・協議
- また、そのため3回以上の協議会を開催すること
- ③ 各回議事録を作成すること。
 - ④ 協議会構成員への謝金は不要とし、協議会開催時に会場費用が発生する場合は、受託者負担とすること。

(3) モニターツアーの企画・実施

ア 上記(1) および(2) イで協議されたブルーツーリズムのビジネスモデル構築の方向性検討の結果から、以下を具体化したうえで、インバウンドを含む受入体制の検証のためのモニターツアーの素案を協議会へ提示し、協議を促すこと。

- ・ 実施時期
- ・ 海業として取り組む地域資源

- ・ 想定参加人数
- ・ 価格設定
- ・ 想定参画事業者
- ・ 最低催行人数
- ・ 安全管理体制

イ 上記(2)イで協議された国内在住外国人をメインターゲットとしたモニターツアー一案を企画し、実施すること。なお、実施回数は1回以上とすること。

モニターツアーを実施する場合は、ツアー毎に下記(4)を実施し、それを踏まえた上でモニターツアーの素案を協議会へ提示し、協議を促すこと。

ウ 多言語対応(英語必須)を行うこと。

エ 保険加入及び安全管理体制を明確にすること。

オ アンケート調査を実施し、定量・定性両面からの分析が可能とすること。

カ 天候等による中止時の代替案を準備すること。

キ ツアー参加料は、受託者が収入し、事業に充当すること。

なお、参加者自宅からツアー実施基点までの交通費はモニターツアーの代金に含まれないこととし、参加者募集の際に明記すること。

(4) 効果検証

モニターツアー実施後、以下について検証すること。また、検証結果は協議会で共有すること。

- ・ 参加者満足度
- ・ 1人当たり消費単価
- ・ 地域内波及効果
- ・ 運営上の課題
- ・ インバウンド受入に向けた課題抽出と解決策の提案
- ・ 収益性の妥当性

(5) ビジネスモデル構築

ア 受託者は、自走可能な海業ビジネスモデルを構築し、協議会へ提案すること。

ビジネスモデルには以下を含めること。

- ・ 原価構造
- ・ 収益配分
- ・ 年間実施想定回数
- ・ 損益分岐点分析
- ・ 関係事業者等の役割分担

イ 本業務の成果を県内他地域へ横展開可能とするため、以下について整理すること。

- ・ 本業務における成果と課題
- ・ 他地域で実施する際に検討すべき事項

- ・ 地域における機運醸成のために必要な手順

(6) その他

- ・ 本事業は、令和8年度より実施の「農業大国新潟」アグリツーリズム推進事業の一部として実施するものである。県などが別途、農林水産事業者を対象としたインバウンド対応への機運醸成や体験コンテンツの海外への情報発信、旅行商品化に向けた磨き上げを行う予定である。これらの事業を実施する県などの担当部署や事業者と連携しながら、当事業を進めること。

5 成果物

受託者は以下を実績報告書（紙2部及び電子データ）として提出すること。

- ・ ビジネスモデル提案書
- ・ 収支シミュレーション資料
- ・ モニターツアー実施報告書（写真、アンケート結果含む）
- ・ 協議会議事録
- ・ 他地区で横展開を図るための説明資料

※アンケート結果を含め、成果物は日本語及び日本円表記で提出すること

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は主要業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、「(1) 再委託等の制限 イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、県内に本店又は主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩、転写又は譲渡してはならない。契約終了後も同様である。

(4) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

（5）権利の帰属等

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

7 その他（留意事項）

- ・ 本業務仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し、対処方針については県と協議の上、決定すること。
- ・ 業務に当たっては、関係法令を遵守すること
- ・ 安全管理を徹底すること
- ・ 県との定期打合せを実施すること

(業務委託契約書別紙 乙を受託者とする。)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。